FAST RETAILING

2026年８月期

定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

- 事業報告
 - グループ事業別店舗数…… 1
 - 従業員の状況…… 2
 - 主要な借入先の状況…… 2
 - 株式の状況…… 3
 - 社外役員に関する事項…… 4
 - 会計監査人の状況…… 6
 - 新株予約権等の状況…… 7
 - 業務の適正を確保するための体制…… 9
- 連結持分変動計算書…… 15
- 連結注記表…… 16
- 貸借対照表…… 32
- 損益計算書…… 33
- 株主資本等変動計算書…… 34
- 個別注記表…… 35
- 会計監査人の監査報告…… 41
- 監査役会の監査報告…… 44

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

株式会社ファーストリテイリング

事業報告

1 グループ事業別店舗数

（単位：店舗）

	2025年８月期	2026年８月期		
	期末	出店	退店	期末
国内ユニクロ事業※：	794	22	34	782
直営店	784	22	34	772
フランチャイズ店舗	10	0	0	10
海外ユニクロ事業：	1,725	93	101	1,717
グレーターチャイナ合計	1,008	24	74	958
中国大陸	902	20	71	851
香港	35	0	0	35
台湾	71	4	3	72
韓国	132	13	16	129
東南アジア・インド・豪州合計	397	23	9	411
シンガポール	29	1	1	29
マレーシア	59	2	1	60
タイ	70	4	1	73
フィリピン	77	6	3	80
インドネシア	77	3	3	77
オーストラリア	40	0	0	40
ベトナム	29	3	0	32
インド	16	4	0	20
北米合計	106	20	2	124
米国	75	13	2	86
カナダ	31	7	0	38
欧州合計	82	13	0	95
英国	21	3	0	24
フランス	27	3	0	30
ドイツ	9	4	0	13
ベルギー	2	1	0	3
スペイン	7	0	0	7
スウェーデン	3	0	0	3
オランダ	5	1	0	6
デンマーク	2	0	0	2
イタリア	4	0	0	4
ルクセンブルク	1	0	0	1
ポーランド	1	1	0	2
ジーユー事業：	486	16	21	481
グローバルブランド事業：	565	22	57	530
セオリー事業※	426	16	29	413
プラステ事業	41	5	6	40
CDC/PTT事業※	98	1	22	77
合　計	3,570	153	213	3,510

※　フランチャイズ店を含みます。
注．ミーナ事業、ポップアップストアの店舗は含みません。

2 従業員の状況（2026年８月31日現在）

(1) 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（人）	前連結会計年度末比増減
国内ユニクロ事業	11,827 (18,351)	289人減
海外ユニクロ事業	38,063 (19,683)	1,902人増
ジーユー事業	5,436 (11,561)	77人減
グローバルブランド事業	2,724 (392)	198人減
報告セグメント計	58,050 (49,987)	1,338人増
その他	1,311 (55)	73人増
全社（共通）	1,574 (13)	２人増
合計	60,935 (50,055)	1,413人増

注１．従業員数は、フルタイム勤務者(フランチャイズ店舗の従業員を含む。)であります。
２．フルタイム勤務者以外の勤務者は、() 内に在籍する年間の平均人員により記載しております。
３．全社（共通）に記載されている従業員数は、特定のセグメントに分類できない管理部門に所属するものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,574人	2人増	38歳６ヵ月	６年１ヵ月

注１．従業員は、フルタイム勤務者であります。
２．平均勤続年数の算定にあたり、当社子会社からの転籍者については、当該会社の勤続年数を含めておりません。

3 主要な借入先の状況（2026年８月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

4 株式の状況（2026年８月31日現在）

（1）発行可能株式総数　900,000,000株

（2）発行済株式総数　318,220,968株

（3）株主数　30,846人

（4）１単元の株式数　100株

（5）発行済株式総数に対する割合が上位10名の大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	60,555千株	19.73%
柳井　正	42,261千株	13.77%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	27,808千株	9.06%
TTY Management B.V.	15,930千株	5.19%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY （常任代理人　みずほ銀行）	15,929千株	5.19%
柳井　康治	14,345千株	4.68%
柳井　一海	14,345千株	4.67%
有限会社Ｆｉｇｈｔ＆Ｓｔｅｐ	14,250千株	4.64%
有限会社ＭＡＳＴＥＲＭＩＮＤ	10,830千株	3.53%
JP　MORGAN　CHASE　BANK （常任代理人　みずほ銀行）	9,060千株	2.95%

注．出資比率は自己株式（11,361,403株）を控除して計算しています。

5 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

招集ご通知（交付書面）事業報告50頁２ 1(1)「取締役および監査役の状況（2026年８月31日現在）」に記載のとおりです。

(2) 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	取締役会、監査役会への出席状況	主な活動状況
取締役	新宅　正明	取締役会： 開催13回中13回	世界有数の情報システム会社の経営に携わった経験等から培われたグローバル企業の経営等に関する豊富な知識と知見を有し、かつ、長く在任することによって当社のビジネスを熟知していることから、独立の立場から率直かつ的確な助言・提言をいただくことを期待しております。当事業年度においても、取締役会のみならず、人事委員会・IT投資委員会・指名報酬アドバイザリー委員会において、上記の観点から的確な助言・提言を行っていただきました。
取締役	大野　直竹	取締役会： 開催13回中13回	国内最大手の建設会社での長年の経営経験から培われた、企業経営及び経営者育成に関する豊富な知見に基づく助言・提言をいただくことを期待しております。当事業年度においても、取締役会や指名報酬アドバイザリー委員会において、上記の観点から的確な助言・提言を行っていただきました。
取締役	コール　キャシー　ミツコ	取締役会： 開催13回中13回	世界有数の証券会社やESG重視型のグローバルベンチャーキャピタルファンドでの経験から培われた、グローバル経営及びESG等に関する豊富な知見に基づく助言・提言をいただくことを期待しております。当事業年度においても、取締役会やサステナビリティ委員会・人権委員会・指名報酬アドバイザリー委員会において、上記の視点から的確な助言・提言を行っていただきました。
取締役	車戸　城二	取締役会： 開催13回中13回	大手総合建築会社における長年の経験から培われた、店舗開発や経営・海外ビジネスに関する深い見識に基づく助言・提言をいただくことを期待しております。当事業年度においても、取締役会や指名報酬アドバイザリー委員会において的確な助言・提言を行っていただきました。
取締役	京谷　裕	取締役会： 開催13回中13回	大手総合商社における長年の経験から培われた、特にコンシューマービジネスの分野の経営に関する深い見識に基づく助言・提言をいただくことを期待しております。当事業年度においても、取締役会や人事委員会・指名報酬アドバイザリー委員会において的確な助言・提言を行っていただきました。

取締役	國部　毅	取締役会： 開催10回中10回*	メガバンクにおける長年の経験から培われた、金融・財務分野および企業経営全般に関する豊富な実務経験と高い見識に基づく助言・提言をいただくことを期待しております。当事業年度においても、取締役会や指名報酬アドバイザリー委員会において的確な助言・提言を行っていただきました。
監査役	金子　圭子	取締役会： 開催13回中13回 監査役会： 開催14回中14回	国際企業法務に携わる弁護士としての専門的な知見や豊かな経験に基づき、広範かつ高度な視野で監査を行い、また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待しております。当事業年度においても、上記の観点から適切な監査を行い、また、取締役会や人事委員会・コードオブコンダクト委員会・人権委員会において的確な助言・提言を行っていただきました。
監査役	樫谷　隆夫	取締役会： 開催13回中11回 監査役会： 開催14回中12回	公認会計士としての専門的な知見や豊かな経験に基づき、広範かつ高度な視野で監査を行い、また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待しております。当事業年度においても、上記の観点から適切な監査を行い、また、取締役会や企業取引倫理委員会・指名報酬アドバイザリー委員会において的確な助言・提言を行っていただきました。
監査役	森　正勝	取締役会： 開催13回中13回 監査役会： 開催14回中14回	財務・会計に関する専門的知見や、国際的コンサルティング会社の経営トップを務めた経験に基づき、広範かつ高度な視野で監査を行い、また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待しております。当事業年度においても、上記の観点から適切な監査を行い、また、取締役会やリスクマネジメント委員会・指名報酬アドバイザリー委員会において的確な助言・提言を行っていただきました。

* 就任後の開催回数

6 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	309百万円
②	当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	357百万円

注. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、一部の子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けています。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の選定方針と理由

監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」(公益社団法人日本監査役協会　2023年12月21日改定）に基づき定めた会計監査人の選定基準及び評価基準に従い、総合的に検討した結果、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選定しております。なお、監査役会は、会計監査人の解任または不再任の決定方針として、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任する旨、その他会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

7 新株予約権等の状況（2026年８月31日現在）

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	取締役 （社外取締役を除く）
新株予約権の数	3,096個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　3,096株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。

当社役員の保有状況は以下のとおりです。

新株予約権の名称	新株予約権を行使することができる期間	個数	保有者数
第14回新株予約権Ａタイプ	自　2027年１月19日　至　2034年１月18日	534個	１名
第15回新株予約権Ａタイプ	自　2027年12月20日　至　2034年12月19日	1,065個	１名
第16回新株予約権Ａタイプ	自　2028年12月19日　至　2035年12月18日	1,497個	３名

注．上記には、役員就任前に割り当てたものも含まれます。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

	第16回新株予約権Ａタイプ	
決議年月日	2025年11月27日	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　7,631株	
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額としております。	
新株予約権の行使期間	自　2028年12月19日 至　2035年12月18日	
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできず、消滅するものとしております。	
従業員等への交付状況	当社執行役員	新株予約権の数：7,631個 目的となる株式数：7,631株 交付者数：40名
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。	
代用払込みに関する事項	－	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）	

注．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行することとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

１．交付する再編成対象会社の新株予約権の数
　新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

２．新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
　再編成対象会社の普通株式とします。

３．新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
　組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。

４．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記３．に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式１株当たり１円とします。

５．新株予約権を行使することができる期間
　上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

６．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
　本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

７．譲渡による新株予約権の取得の制限
　譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要します。

８．新株予約権の取得条項
　本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

９．新株予約権の行使の条件
　本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

8 業務の適正を確保するための体制（コーポレート・ガバナンス）

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

「服を変え、常識を変え、世界を変えていく」というコーポレートステートメント（企業理念）を掲げるファーストリテイリングは、世界中のあらゆるお客様から信頼され、生活に必要不可欠なグローバルNo.1ブランドになることをめざし、事業の拡大とサステナビリティの取り組みとを一体で強化しています。

これを実現するために、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めています。当社は監査役制度を基礎とし、取締役の過半数を社外取締役とすることにより、取締役会の独立性を高めるとともに、監督機能を強化しています。また、執行役員制度の導入により、経営の意思決定と業務執行の機能の分離を図り、迅速な経営判断・業務執行を行っています。このほか、取締役会の機能を補完するために、人事委員会、サステナビリティ委員会、開示委員会、IT投資委員会、コードオブコンダクト委員会、企業取引倫理委員会、リスクマネジメント委員会、指名報酬アドバイザリー委員会、及び人権委員会を設け、それぞれの委員会の目的を果たすべく迅速でオープンな討議・決定を行っています。これらにより、お客様、取引先、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーからのご要望に応えていきます。

(2) 内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、当社及びその子会社からなるファーストリテイリンググループ全体として、適法、適正かつ効率的な事業活動を行うために、事業活動の基本方針を定めた「経営理念」、及び「FAST RETAILING WAY」、並びに企業倫理・コンプライアンスの基本姿勢を定めた「ファーストリテイリンググループ　コードオブコンダクト」の徹底を図るとともに、内部統制システムを構築します。

A．FRグループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社並びに当社及びその子会社からなるファーストリテイリンググループ（以下「FRグループ」といいます。）各社の取締役及び執行役員（以下総称して「取締役等」といいます。）は、自ら「経営理念」、「FAST RETAILING WAY」（以下「FR WAY」といいます。）、「ファーストリテイリンググループ　コードオブコンダクト」（以下「FRコードオブコンダクト」といいます。）、及びその他の会社内部規程を遵守し、FRグループにおける企業倫理・コンプライアンスの徹底を率先して実行します。また、社会の変化、事業活動の変化及びFRコードオブコンダクトの運用状況に応じて、各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保します。

② 当社は、法務部門担当執行役員又は法務部長をコンプライアンス責任者として任命し、FRグループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めます。

③ 当社は、社外取締役を複数名選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図ります。当社及びFRグループ各社の監査役は、自己が監査役に就任している会社の取締役会に出席し、取締役等に対して適宜意見を述べることができます。また、当社及びFRグループ各社の取締役等は、必要に応じ外部の弁護士、公認会計士などの専門家を起用し、法令違反行為を未然に防止し、かつそのために必要な措置を実施します。当社及びFRグループ各社の取締役等が他の取締役等の法令違反行為を発見した場合は、直ちに監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に報告します。

B．FRグループの従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社及びFRグループ各社の取締役等は、当社及びFRグループ各社の従業員が、経営理念、FR WAY、FRコードオブコンダクト、及びその他の会社内部規程を遵守するよう体制を構築し、コンプライアンスに関する教育、啓発を当社及びFRグループ各社の従業員に行い、これを遵守させます。

② 当社は、FRグループの内部統制システムの監査を行う監査部門と、FRグループのコンプライアンスの統括部署として法務部門を設置します。

③ 当社及びFRグループ各社の取締役等は、当社における法令違反その他コンプライアンスに関する事実を発見した場合には直ちに他の取締役等に報告し、重大な法令違反については直ちに監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に報告します。

④ 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、当社及びFRグループ各社の取締役等及び従業員が利用可能な社内通報システム（以下「ホットライン」といいます。）を整備します。

⑤ 弁護士等の社外専門家を含むメンバーにより構成されるコードオブコンダクト委員会は、コンプライアンス遵守体制とホットラインの運用について定期的に見直し、改善を行います。当社及びFRグループ各社の取締役等は、ホットラインの運用について問題があると認めるときは、コードオブコンダクト委員会に意見を述べ、改善を求めることができます。

C．FRグループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及びFRグループ各社の取締役等の職務執行に係る以下の文書については、法令・定款のほか、取締役会規程、文書管理規程及び機密情報取扱ガイドラインに基づき、その意思決定プロセス及び業務執行プロセスを証跡として残し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、法令上要求される保管期間内は閲覧可能とします。

- 株主総会議事録と関連資料
- 取締役会議事録と関連資料
- 取締役等が主催する重要な会議の議事録と関連資料
- その他重要な従業員が主催する重要な会議の議事録と関連資料

D．FRグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、FRグループ各社に対して直接又は間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断もしくは停止させる可能性、又は当社及びFRグループ各社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを定期的に分析し、その管理体制を整えます。

② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役又は代表取締役が指名する取締役等を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止めます。

E．FRグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社及びFRグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社において、複数名の社外取締役が在籍する取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。また、FRグループ各社（取締役会の存在会社に限ります。）においても、取締役会を法律に従って適切に開催します。

② 当社及びFRグループ各社は、各社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について、事前に当社代表取締役を議長とする経営会議（月曜会議）において議論を行い、その審議を経て執行決定を行います。

③ 当社取締役会の決定に基づく業務執行については、当社取締役会決議により定められた各執行役員の職務分掌に従い、効率的かつ適正に行います。

F．FRグループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及びFRグループ各社の財務報告について信頼性及び資産の取得・保管・処分の適正さを確保するためのシステム及び継続的にモニタリングする体制を整備します。また、開示委員会を設置し、当社及びFRグループ各社が適時適正な情報開示を行う体制を整備します。

G．当社及びFRグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社及びFRグループ各社における業務の適正を確保するため、経営理念、FR WAY、及びFRコードオブコンダクトをFRグループ各社に適用する行動指針として位置づけ、これを基礎として、FRグループ各社で諸規程を定めます。

経営管理については、FRグループ各社の経営の自主性・自律性を尊重しつつ、関係会社管理規程を定め、重要案件の当社による決裁及び当社への報告制度による関係会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行います。

FRグループ各社の取締役等は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に報告します。

② FRグループ各社の取締役等は、経営管理、経営指導内容が法令に違反し、又は各国の企業倫理上問題があるなど、コンプライアンス上の問題がある場合、監査部門又は法務部門に報告します。報告を受けた監査部門又は法務部門は監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に、改善を求めることができます。

H．監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制並びに当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 当社は、監査役会が求めた場合、監査役の職務を補助すべき従業員に関する規程を定め、監査役の職務を補助すべき者として、当社の従業員又は弁護士、公認会計士など監査役補助者として相応しい者を任命します。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定し、取締役等からの独立性を確保します。

② 監査役補助者は当社業務の執行にかかわる役職を兼務しないこととし、監査役の指揮命令下で業務を遂行します。

I．当社及びその子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制
その他の監査役への報告に関する体制

① 当社及びFRグループ各社の取締役等及び従業員は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社監査役に都度報告します。前記に関わらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社及びFRグループ各社の取締役等及び従業員並びにFRグループ各社の監査役に対して報告を求めることができます。

② 当社及びFRグループ各社は、経営理念、FR WAY、及びFRコードオブコンダクトの適切な運用を維持し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保します。監査役は、監査役に対する当社及びFRグループ各社の取締役等又は従業員の報告体制について問題があると認めた場合、取締役等及び取締役会に意見を述べ、改善を求めることができます。

③ 当社は、当社及びFRグループ各社の取締役等及び従業員に対し、監査役へ報告を行った者を当該報告を理由として不利に取扱うことを禁止することを周知徹底し、当該報告者及び当該報告内容について厳重な情報管理体制を整備します。

④ 監査役は、会計監査人、監査部門及びFRグループ各社の監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を随時開催し、緊密な連携を図ります。

J．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行に要する費用の前払い等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

K．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要事項の審議ないし報告状況を直接認識し、必要に応じて意見を述べることができる体制とします。

② 代表取締役は監査役と定期的に協議し、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行います。

L．反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社は、FRコードオブコンダクトにおいて以下の内容を定め、役員及び従業員に徹底することにより反社会的勢力との関係断絶を実行します。

① 反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ってはならず、また反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭を渡すことで解決を図ってはならないものとします。

② 会社又は自らの利益のために、反社会的勢力を利用してはならないものとします。

(3) 当社における基本方針の運用状況

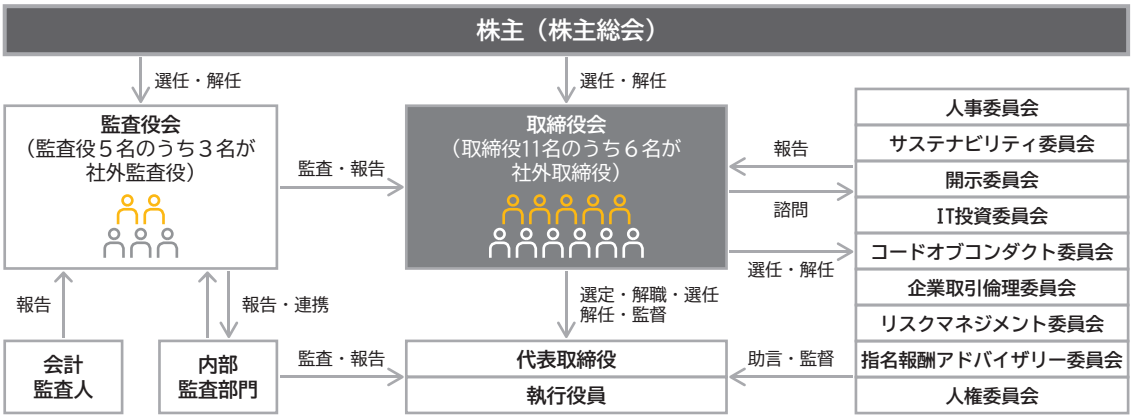
当社は、経営及び業務執行に関わる意思決定機関としての取締役会を月１回以上開催し、経営上の重要事項を協議・決定しております。また、週次で経営会議（月曜会議）を開催することで、取締役会より委任された範囲内で、スピーディーに経営戦略や業務計画の見直しができる体制になっております。６名の社外取締役、３名の社外監査役は、取締役会にて適宜忌憚のない意見を述べており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っています。

当社は、取締役会の機能を補完するため、社外取締役や社外監査役が委員を務める各種委員会を設置しており、適宜開催される各種委員会において、迅速でオープンな討議・決定を行っています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。

コーポレートガバナンス体制

2026年８月31日現在



各委員会の役割と活動内容、活動状況は以下のとおりです。

■ 人事委員会

ファーストリテイリンググループの重要な組織変更や人事制度の改定などについて随時討議し、取締役会へ意見・提案を行っています。2026年８月期は２回開催しました。

■ サステナビリティ委員会

サステナビリティ方針、環境保全、社会貢献活動、ダイバーシティ（多様性）、規制対応・情報発信などについて討議し、方向性を決定します。委員長はサステナビリティ担当社内取締役が務め、委員として社外の有識者や取締役、監査役、執行役員などが参加しています。2026年８月期は４回開催しました。

■ 開示委員会

東京証券取引所（東証）への情報開示責任者を委員長とし、事業や財務状況の「適時、公正で公平かつわかりやすい情報開示」による経営の透明性を高めることを目的に、委員会を開催します。東証・香港証券取引所への適時開示事項及び株主・投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断された場合の任意開示事項の決定も行います。2026年８月期は12回開催しました。

■ IT投資委員会

情報システムの業務改革を推進するために、最適なIT投資について審議、アドバイスを行います。具体的には、個別案件の投資効果、外部専門機関によるIT投資予算の妥当性などを検証します。委員長は代表取締役が務め、委員及びオブザーバーとして社外の有識者や社外取締役、監査役、執行役員などが参加します。2026年８月期は６回開催しました。

■ **コードオブコンダクト委員会**

ファーストリテイリンググループ　コードオブコンダクト（FRコードオブコンダクト）の違反事例について解決策を検討し、改善を図ります。また、役員・従業員へのFRコードオブコンダクトの啓発活動についての助言、及び社内通報システム（ホットライン）の運用アドバイスを行います。委員長は法務部門の責任者が務め、委員には弁護士資格を有する社外監査役などが参加します。2026年８月期は13回開催しました。

■ **企業取引倫理委員会**

優越的な地位を利用してお取引先企業（生産工場、納入業者など）に不当な圧力をかけるといった行為を、未然に防止することを目的としています。外部の専門機関による実態調査や取引先へのアンケート結果などに基づき、担当部署への助言、勧告を行います。委員長はサステナビリティ部門の責任者が務め、委員として監査役（社外監査役を含みます）、執行役員などが参加します。2026年８月期は11回開催しました。

■ **リスクマネジメント委員会**

事業活動に潜むリスクを定期的に洗い出し、重要リスクの特定とその管理体制の強化を図るため、事業への影響度・頻度などを分析・評価し、リスクの高いものから対応策が議論され、発生前の牽制、発生時の迅速な対処を行うことをめざしています。委員長はグループCFOが務め、委員として取締役（社外取締役を含みます）、執行役員などが参加します。2026年８月期は４回開催しました。

■ **指名報酬アドバイザリー委員会**

任意の機関として、取締役及び監査役候補の要件・指名方針、取締役の報酬の決定方針、最高経営責任者（CEO）の要件、サクセッションプランなど、ファーストリテイリングのガバナンスに関する重要事項を討議し、取締役会に助言します。委員長は、取締役会で選任された社外取締役が務め、全ての独立社外取締役および一部の独立社外監査役が委員として参加します。なお、ファーストリテイリングの企業理念、精神は成長の源泉であり、これを受け継ぐことが重要と考え、代表取締役も委員として参加しています。2026年８月期は４回開催し、取締役・監査役候補の指名方針や選任議案、また社内取締役に対する報酬体系について討議および決議しました。なお、いずれの委員会においても委員の全員が出席しております。

■ **人権委員会**

社外有識者を委員長として、人権デューディリジェンスの実行についての審議やアドバイスを行います。2018年に策定されたファーストリテイリンググループの人権方針に基づく人権尊重の責任が果たされ、業務が適正に行われるように、業務執行部門への助言や教育啓発活動を行っています。また、勧告及び監督の責任も担い、人権侵害が起こった場合には調査し、救済措置を取ります。2026年８月期は７回開催しました。

各委員会の取締役・監査役・執行役員等の構成は、招集ご通知（交付書面）40頁をご参照ください。

連結持分変動計算書（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額
2025年９月１日残高	10,273	30,998	2,056,437	△14,529	47	136,519
連結会計年度中の変動額						
当期利益	－	－	542,516	－	－	－
その他の包括利益	－	－	－	－	3	162,015
連結包括利益合計	－	－	542,516	－	3	162,015
自己株式の取得	－	－	－	△1	－	－
自己株式の処分	－	724	－	51	－	－
剰余金の配当	－	－	△177,961	－	－	－
株式報酬取引による増減	－	591	－	－	－	－
非金融資産への振替	－	－	－	－	－	－
非支配株主からの払込	－	－	－	－	－	－
所有者との取引額合計	－	1,316	△177,961	49	－	－
当期変動額合計	－	1,316	364,554	49	3	162,015
2026年８月31日残高	10,273	32,314	2,420,992	△14,480	50	298,534

（単位：百万円）

	その他の資本の構成要素			親会社の所有者に帰属する持分	非支配持　分	資本合計
	キャッシュ・フロー・ヘッジ	持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	合　計			
2025年９月１日残高	52,900	469	189,936	2,273,115	54,385	2,327,501
連結会計年度中の変動額						
当期利益	－	－	－	542,516	41,624	584,141
その他の包括利益	127,194	246	289,459	289,459	5,125	294,585
連結包括利益合計	127,194	246	289,459	831,976	46,750	878,726
自己株式の取得	－	－	－	△1	－	△1
自己株式の処分	－	－	－	776	－	776
剰余金の配当	－	－	－	△177,961	△34,176	△212,138
株式報酬取引による増減	－	－	－	591	－	591
非金融資産への振替	△82,599	－	△82,599	△82,599	△715	△83,314
非支配株主からの払込	－	－	－	－	12	12
所有者との取引額合計	△82,599	－	△82,599	△259,195	△34,879	△294,074
当期変動額合計	44,595	246	206,860	572,781	11,871	584,652
2026年８月31日残高	97,496	715	396,797	2,845,897	66,256	2,912,153

注．記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS会計基準」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

64社

主要な連結子会社の名称

株式会社ユニクロ
優衣庫商貿有限公司
FRL Korea Co., Ltd.
UNIQLO (THAILAND) COMPANY LIMITED
UNIQLO AUSTRALIA PTY LTD
Fast Retailing USA Technologies LLC
UNIQLO EUROPE LTD
UNIQLO INDIA PRIVATE LIMITED
極優（上海）商貿有限公司
Theory LLC
迅銷（中国）商貿有限公司
迅銷（上海）商業有限公司
FAST RETAILING(SINGAPORE)PTE. LTD.
PT. FAST RETAILING INDONESIA
Fast Retailing USA, Inc.
FAST RETAILING EUROPE LTD
UNIQLO VIETNAM Co., Ltd.
株式会社ジーユー
FAST RETAILING FRANCE S.A.S.
株式会社プラステ

他44社

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数

５社

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

迅銷（中国）商貿有限公司、優衣庫商貿有限公司、迅銷（上海）商業有限公司、極優（上海）商貿有限公司他11社の決算日は12月31日、３月31日又は６月30日ですが、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(5) 会計方針に関する事項

A．金融資産及び金融負債の評価基準及び評価方法

（1）非デリバティブ金融資産

① 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しており、この分類は当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当初認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に、直接関連する取引コストを加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融商品については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

② 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として純損益として認識しております。

③ 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

報告日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失を貸倒引当金として認識し、著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。

評価時点において契約上の支払期日を超過している場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、当該評価を行う際には、その他の合理的に利用可能かつ裏付可能な情報を考慮しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権等については、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で認識しております。

発行者又は債務者が重大な財政的困難にある場合や、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している場合、債務不履行が生じていると判断しております。債務不履行と判断される場合、信用減損金融資産として取り扱っております。

上記に関わらず、法的に請求権が消滅する等、金融資産の全部又は一部について回収できないと合理的に判断される場合には、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

④ 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止いたします。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

（2）非デリバティブ金融負債

① 当初認識及び測定

当社グループは、社債及び借入金等をその発効日に当初認識し、その他の金融負債を取引日に当初認識しています。金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しており、この分類は当初認識時に決定しています。すべての金融負債は公正価値で当初測定していますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しています。

② 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債について、売買目的保有の金融負債と当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当連結会計年度の純損益として認識しています。償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しています。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当連結会計年度の純損益として認識しています。

③ 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

B．デリバティブの評価基準及び評価方法

当社グループは、為替リスクをヘッジするために、為替予約等を利用しております。このデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

C．棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、原価又は正味実現可能価額のいずれか低い額で評価しており、原価の算定にあたっては、主として加重平均法を採用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除して算定しております。

D．重要な減価償却資産の減価償却方法

① 有形固定資産

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示されております。取得原価には、資産の取得に直接付随する支出と、解体、除去及び設置していた場所の原状回復費用が含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の資産の減価償却費は、以下の主な見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上されます。

建物及び構築物	３～60年
機械及び装置	５～10年
器具備品及び運搬具	５年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、将来に反映される見積りの変動の影響を考慮して、各連結会計年度末に見直されます。

② 無形資産

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示されております。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。

なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。

有限の耐用年数を有する無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。有限の耐用年数を有する無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

有限の耐用年数を有する無形資産の主な見積耐用年数は以下のとおりであります。

社内利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（３～５年）

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しております。

③ 使用権資産

当社グループは、使用権資産をリース開始日に認識し、取得原価で当初測定を行っております。当該取得原価は、リース負債の当初測定の金額、リース開始日より前に支払ったリース料から、受け取ったリース・インセンティブを控除したもの及び発生した当初直接コストから構成されております。

使用権資産は、当初測定後、リース期間にわたり定額法を用いて減価償却しております。リース期間については、リースの解約不能期間に、解約しないことが合理的に確実な期間を加えた期間を加味し決定しています。また、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

E．減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、各報告日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。売却費用控除後の公正価値の算定には、最近の市場取引が考慮されておりますが、観察可能な市場取引が存在しない場合には、適切な評価モデルが使用されております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

のれんの資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっております。

全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。

減損損失については、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には当期損益で認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分されております。

のれんに関連する減損損失は戻し入れておりません。過去に認識したその他の資産の減損損失については、各報告日において、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻し入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

F．リース負債

リース負債は、リース開始日以降、リース期間にわたって将来支払われるリース料の現在価値で当初測定しております。現在価値計算においては、リースの計算利子率が容易に算定できる場合は当該利子率を使用し、そうでない場合は追加借入利子率を使用しております。

リース負債の測定に使用するリース料には、主に固定リース料及びリース期間がリース解約オプションの行使を反映している場合その解約に伴う手数料が含まれます。

当初測定後、リース負債は実効金利法を用いて償却原価で測定しております。そのうえで、指数又はレートの変更により将来のリース料に変更が生じた場合、または解約オプションの行使可能性の評価に変更が生じた場合、リース負債を再測定しております。

リース負債を再測定した場合、使用権資産の帳簿価額をリース負債の再測定の金額で修正します。

G．重要な引当金の計上基準

過去の事象の結果として、現在の法的債務及び推定的債務が存在し、当社グループが当該債務の決済をするために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、その債務の金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、報告日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、現在の債務の決済のために必要な支出（将来キャッシュ・フロー）の最善の見積りに基づいて測定しております。

引当金の貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた税引前割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

引当金の説明は以下のとおりであります。

資産除去債務引当金

本社ビルをはじめとしたオフィス及び店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等を見積り、引当金として計上しております。使用見込期間は取得から耐用年数到来時と見積もっております。

H．のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示されております。

のれんは償却を行わず、事業を行う地域及び事業の種類に基づいて識別された資金生成単位に配分し、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

I．収益

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用に伴い、以下の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております（IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益、IFRS第16号「リース」に基づく受取リース料等を除く）。

ステップ１：顧客との契約を識別する
ステップ２：契約における履行義務を識別する
ステップ３：取引価格を算定する
ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する
ステップ５：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、グローバルに衣料品販売事業を展開しており、このような衣料品販売については、通常、衣料の引渡時点において顧客が当該衣料品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、主として当該衣料品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

Ｊ．外貨換算

①　外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートで各社の機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性項目は、報告日の為替レートで機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性項目の換算差額はその期間の損益として認識しております。

外貨建ての取得原価により測定する非貨幣性項目は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しております。外貨建ての公正価値により測定する非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。非貨幣性項目の為替換算差額は、非貨幣性項目に係る利得又は損失をその他の包括利益に認識する場合には、当該利得又は損失の為替部分はその他の包括利益に認識し、非貨幣性項目に係る利得又は損失を純損益に認識する場合には、当該利得又は損失の為替部分は純損益で認識しております。

②　在外営業活動体の換算

当社グループの在外営業活動体の資産及び負債は報告日の為替レートで円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替レートで円貨に換算しております。換算により生じた差額は、その他の包括利益で認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該在外営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の損益として認識しております。

Ｋ．重要なヘッジ会計の方法

当社グループは、為替リスクをヘッジするために、為替予約等を利用しています。このデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。これらのヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係、信用リスクの影響及びヘッジ比率を考慮し、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要件を満たしているかを継続的に評価しております。

当社グループは、為替予約等をキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しており、以下のように会計処理しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせる予定取引である場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジ手段が消滅、売却、終了または行使された場合など、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合にのみ将来に向かってヘッジ会計を中止しています。ヘッジ会計を中止した場合、その他の包括利益累計額は引き続き資本で計上し、予定取引が最終的に純損益に認識された時点において純損益として認識しています。予定取引がもはや発生しないと見込まれる場合には、その他の包括利益累計額は直ちに純損益で認識しています。

L．法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金で構成されており、その他の包括利益に計上される項目から生じる税金を除き、損益として計上しております。

当期税金は、各報告日時点において施行又は実質的に施行される税率を乗じて算定する当期の課税所得又は損失に係る納税見込額あるいは還付見込額に過年度の納税調整額を加味したものであります。

繰延税金資産及び負債は、資産負債法により、会計上の資産及び負債の帳簿価額と税務上の資産及び負債金額との一時差異に対して計上しております。なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

・のれんから生じる一時差異
・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えず、かつ同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引によって発生する資産及び負債の当初の認識により生じる一時差異
・子会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

また、当社及び国内の100％出資子会社は、グループ通算制度を適用しております。

繰延税金資産及び負債は、各報告日に施行又は実質的に施行される法律に基づいて一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しております。繰延税金資産及び負債は、当期税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、又は異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産及び負債を純額ベースで決済することを意図している場合、もしくはこれら税金資産及び負債が同時に実現する予定である場合に相殺しております。

繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。繰延税金資産は各報告日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなくなった部分について減額しております。

2 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループでは、店舗やＥコマースのチャネルを通じた衣料品販売事業をグローバルに展開しております。当連結会計年度の主たる地域市場における売上収益の内訳は以下のとおりです。

	売上収益	構成比（%）
日本	1,084,843百万円	27.4
グレーターチャイナ	724,033百万円	18.3
韓国・東南アジア・インド・豪州	809,489百万円	20.4
北米	364,961百万円	9.2
欧州	512,651百万円	12.9
ユニクロ事業（注１）	3,495,978百万円	88.2
ジーユー事業（注２）	336,717百万円	8.5
グローバルブランド事業（注３）	128,561百万円	3.2
その他（注４）	2,131百万円	0.1
合計	3,963,389百万円	100.0

（注１） 売上収益は顧客の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。
なお、分類された地域に含まれる国と地域は、以下のとおりであります。
グレーターチャイナ：中国大陸、香港、台湾
韓国・東南アジア・インド・豪州：韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、オーストラリア、ベトナム、インド
北米：米国、カナダ
欧州：英国、フランス、ドイツ、ベルギー、スペイン、スウェーデン、オランダ、デンマーク、イタリア、ポーランド、ルクセンブルク

（注２） 主な国又は地域は、日本であります。

（注３） 主な国又は地域は、北米・欧州・グレーターチャイナ及び日本であります。

（注４） 「その他」の区分に含まれる事業は、不動産賃貸業等であります。

(2) 顧客との契約から生じた負債

顧客との契約から生じた負債は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末（2025年８月31日）	当連結会計年度末（2026年８月31日）
契約負債等		
顧客からの前受金	5,242百万円	6,321百万円
返金に係る負債	3,304百万円	4,416百万円

顧客に返金すると見込んでいる対価を合理的に見積り、返金負債として認識しております。

連結財政状態計算書において、顧客からの前受金及び返金に係る負債は「その他の流動負債」に含まれております。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、契約の獲得又は履行のコストから認識した資産はありません。

3 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは次の通りです。

(1) 金融商品の評価

A．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売掛金及びその他の短期債権	99,595百万円
その他の短期金融資産	1,137,106百万円
デリバティブ金融資産	188,597百万円
長期金融資産	372,224百万円
デリバティブ金融負債	21,730百万円

B．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金融資産の評価方法は、連結注記表の「１(5) 会計方針に関する事項A、Ｂ及びK」に記載しております。

金融資産の評価には不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により金融資産の評価に関する見積りが変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における金融資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 棚卸資産の評価

A．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産	617,243百万円

B．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度において、棚卸資産の評価減7,758百万円を計上し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

棚卸資産の評価方法は、連結注記表の「１(5) 会計方針に関する事項C」に記載しております。

棚卸資産の評価は、景気、天候、競合企業の動向など外部環境にも左右されるため、これらの要素が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、棚卸資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 有形固定資産及び使用権資産の評価

A．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	377,465百万円
使用権資産	541,642百万円
上記資産に係る減損損失	996百万円
上記資産に係る減損損失戻入	253百万円

B．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形固定資産及び使用権資産の減損損失の算定方法は、連結注記表の「１(5) 会計方針に関する事項Ｅ」に記載しております。

資産のグルーピングは、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位で行っており、原則として各店舗（旗艦店含む）を資金生成単位とし、回収可能価額は使用価値により算定しております。 減損損失の測定における使用価値は、マネジメントが承認した予測と成長率を基礎としたキャッシュ・フローを10.4%（加重平均値）で割り引いて算定しております。予測は原則として５年を限度としており、市場の長期平均成長率を超過する成長率は用いておりません。割引率（税引前）は、主として加重平均資本コストを基礎に算定しております。

当該仮定は、不確定要素が多く、翌連結会計年度の当社グループの有形固定資産及び使用権資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 引当金

A．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

引当金（流動負債）	1,569百万円
引当金（非流動負債）	61,361百万円

B．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

引当金の算定方法は、連結注記表の「１(5) 会計方針に関する事項Ｇ」に記載しております。

引当金の見積りは、将来の不確実な操業環境や外部環境の変動などによって影響を受ける可能性があり、オフィス及び店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等に係る費用が見直された場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 繰延税金資産

A．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	25,750百万円

B．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産等の算定方法は、連結注記表の「１(5) 会計方針に関する事項Ｌ」に記載しております。

当該算定結果は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来における課税所得の見積りの変更が発生した場合など、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

474,377百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 営業債権及びその他の債権から直接控除した貸倒引当金

2,351百万円

5 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末の株式数
普通株式	318,220,968株

(2) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権等（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度末の株式数
普通株式	154,665株

(3) 剰余金の配当に関する事項

A．配当金支払額

① 2025年11月６日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	79,772百万円
１株当たり配当額	260円
基準日	2025年８月31日
効力発生日	2025年11月７日

② 2026年４月９日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	98,188百万円
１株当たり配当額	320円
基準日	2026年２月28日
効力発生日	2026年５月11日

B．基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

取締役会決議予定日	2026年11月５日
配当金の総額	162,635百万円
１株当たり配当額	530円
基準日	2026年８月31日
効力発生日	2026年11月６日

6 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

A．財務上のリスク管理

当社グループは、資金調達についてグループCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）によるグループ資金の有効活用を図る一方、金融機関からの借り入れも行っております。一時的な余資については利回りが確定しており、かつ、元本割れの可能性が極めて少ない金融商品を中心に運用することとしております。デリバティブは、為替変動リスクを軽減するために為替予約等を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

B．市場リスク管理

① 為替変動リスク管理

当社グループは、グローバルな事業展開を行っており、当社の営業拠点の現地通貨以外の通貨による売買取引及びファイナンスに関連する為替変動リスクに晒されております。

当社グループでは、外貨建て予定取引について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約等を利用してヘッジしております。

② 金利変動リスク管理

当社グループの有利子負債の殆どは社債であり、固定金利により調達されておりますが、有利子負債を超える現金及び現金同等物を維持しております。現状においても金利支払が当社グループに与える影響は小さく、現在の金利リスクは当社グループにとって重要なものではないと考えております。

③ 資本性金融商品の価格変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品から生じる価格変動リスクに晒されております。短期トレーディング目的で保有する資本性金融商品はありません。資本性金融商品については、定期的に公正価値や発行体の財務状況を把握しております。

④ 負債性金融商品の価格変動リスク管理

当社グループは、負債性金融商品を保有しておりますが、全て契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有しており、また、社内管理規程に従い投資先は一定の格付け以上の債券へ限定しており、デフォルトなどにより損失を被るリスクの軽減を図っております。

C．信用リスク管理

当社グループでは、債権の発生を伴う継続的取引を開始する時は取引先ごとに、与信限度額、及び必要に応じて与信期間を設定し、財務部門が管理しております。売掛金は、広範囲の産業や地域に及ぶ多数の顧客に対するものであります。当社グループは、定期的に取引先の信用調査を行っており、必要な場合には担保取得などの保全措置も講じております。当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーは有しておりません。敷金・保証金については、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等の早期把握により、リスク軽減を図っております。

D．流動性リスク管理

当社グループは、適時に資金計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、流動性リスクを管理する最終的な責任は、取締役会から委任を受けたCFOにあります。CFOの指示を受け、当社グループの財務部門が中心となり、適切に余剰金及び銀行からの借入枠を維持し、予算とキャッシュ・フローをモニタリングし、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりです。経常的に公正価値で測定する金融商品については、公正価値は帳簿価額と一致することから、下表には含めておりません。

金融資産	帳簿価額	公正価値
債券	601,426百万円	599,878百万円
敷金・保証金	73,578百万円	69,817百万円
合計	675,004百万円	669,695百万円

金融負債	帳簿価額	公正価値
社債	139,858百万円	126,898百万円
合計	139,858百万円	126,898百万円

（注）債券は１年内償還予定、敷金・保証金は１年内回収予定の残高を含んでおります。

公正価値が帳簿価額と近似している金融資産及び金融負債については、注記を省略しております。

債券の公正価値については、公表されている市場価格を参照して算定しております。

敷金・保証金の公正価値については、将来キャッシュ・フローを現在の市場利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

社債の公正価値については、公表されている市場価格を参照して算定しております。

債券、敷金・保証金及び社債の公正価値については、レベル２に分類しております。

(3) 連結財政状態計算書において認識された公正価値の測定

以下は金融商品を当初認識した後、公正価値で測定された金融商品の分析であります。公正価値をレベル１からレベル３まで分類しております。

レベル１：活発に取引される市場で公表価格により測定された公正価値

レベル２：レベル１以外の、観察可能な価格を直接、又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル３：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

公正価値により測定された金融商品

金融資産・負債	レベル１	レベル２	レベル３	合計
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	－	－	216百万円	216百万円
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債（純額）	－	423百万円	－	423百万円
ヘッジ手段として指定された金融資産・負債（純額）	－	166,444百万円	－	166,444百万円
純額	－	166,867百万円	216百万円	167,084百万円

レベル２のデリバティブ金融商品の評価にあたり、金利、イールド・カーブ、為替レート及び類似の金融商品に含まれるボラティリティ等の測定日における観察可能なデータを指標とする評価モデルを使用しております。

レベル３に分類されている金融商品は、非上場株式により構成されております。非上場株式の公正価値は、当社グループの担当部門がグループ会計方針等に従って、四半期ごとに入手可能な直前の数値を用いて測定しております。

レベル３の購入、売却、発行及び決済による重要な増減はなく、レベル１、２及び３の間の振替はありません。

7 １株当たり情報に関する注記

１株当たり親会社所有者帰属持分	9,274円27銭
基本的１株当たり当期利益	1,768円08銭
希薄化後１株当たり当期利益	1,765円70銭

8 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表（2026年８月31日現在）

（単位：百万円）

科目	（ご参考）前事業年度	当事業年度	科目	（ご参考）前事業年度	当事業年度
資産の部			**負債の部**		
流動資産	541,020	495,353	流動負債	207,224	177,074
現金及び預金	264,603	334,268	1年内償還予定の社債	70,000	－
営業未収入金	50,828	72,233	未払金	15,256	12,263
有価証券	185,000	10,000	未払費用	3,801	5,447
関係会社短期貸付金	23,801	37,307	預り金	97,903	150,552
関係会社未収入金	8,642	24,525	賞与引当金	4,740	6,091
その他	8,150	17,044	未払法人税等	12,615	4
貸倒引当金	△5	△26	その他	2,906	2,715
固定資産	1,277,571	1,459,756	固定負債	159,465	157,813
有形固定資産	22,929	19,572	社債	140,000	140,000
建物	16,811	13,524	リース債務	9,667	8,136
構築物	448	398	預り保証金	3,208	3,227
機械、運搬具及び工具器具備品	4,361	4,013	関係会社事業損失引当金	859	1,745
土地	1,123	1,123	その他	5,729	4,704
リース資産	7	－	負債合計	366,690	334,887
建設仮勘定	176	512	**純資産の部**		
無形固定資産	71,815	70,573	株主資本	1,445,186	1,612,915
ソフトウエア	64,098	62,100	資本金	10,273	10,273
ソフトウエア仮勘定	7,717	8,473	資本剰余金	20,468	21,189
その他	0	0	資本準備金	4,578	4,578
投資その他の資産	1,182,826	1,369,610	その他資本剰余金	15,889	16,610
投資有価証券	143	143	利益剰余金	1,428,973	1,595,932
関係会社株式	1,152,573	1,341,526	利益準備金	818	818
関係会社出資金	7,625	7,621	その他利益剰余金	1,428,155	1,595,113
関係会社長期貸付金	14,715	9,431	別途積立金	185,100	185,100
敷金及び保証金	5,650	5,789	繰越利益剰余金	1,243,055	1,410,013
繰延税金資産	5,697	5,369	自己株式	△14,529	△14,480
リース債権	9,664	8,133	新株予約権	6,715	7,307
その他	294	150			
貸倒引当金	△13,537	△8,553	純資産合計	1,451,901	1,620,222
資産合計	1,818,592	1,955,109	負債純資産合計	1,818,592	1,955,109

注．記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	（ご参考） 前事業年度	当事業年度
営業収益	505,053	469,650
営業費用	124,225	131,529
営業利益	380,827	338,121
営業外収益	46,671	7,679
受取利息	8,565	2,741
有価証券利息	108	282
為替差益	35,813	4,464
その他	2,184	190
営業外費用	3,035	2,587
支払利息	3,014	2,573
その他	20	13
経常利益	424,463	343,213
特別利益	3,744	9
関係会社事業損失引当金戻入益	640	－
関係会社貸倒引当金戻入益	3,104	9
特別損失	16,727	8,486
関係会社株式評価損	9,781	952
関係会社貸倒引当金繰入額	6,402	3,206
固定資産除却損	0	0
関係会社事業損失引当金繰入額	53	886
減損損失	4	160
関係会社債権放棄損	－	3,280
移転価格調整金	486	－
税引前当期純利益	411,481	334,735
法人税、住民税及び事業税	34,134	△8,584
法人税等還付税額	－	△1,927
法人税等調整額	△220	327
当期純利益	377,566	344,920

注．記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
2025年９月１日残高	10,273	4,578	15,889	20,468	818	185,100	1,243,055	1,428,973
当期変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△177,961	△177,961
当期純利益	－	－	－	－	－	－	344,920	344,920
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	720	720	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	720	720	－	－	166,958	166,958
2026年８月31日残高	10,273	4,578	16,610	21,189	818	185,100	1,410,013	1,595,932

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2025年９月１日残高	△14,529	1,445,186	6,715	1,451,901
当期変動額				
剰余金の配当	－	△177,961	－	△177,961
当期純利益	－	344,920	－	344,920
自己株式の取得	△1	△1	－	△1
自己株式の処分	51	772	－	772
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	591	591
当期変動額合計	49	167,729	591	168,320
2026年８月31日残高	△14,480	1,612,915	7,307	1,620,222

注．記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

A．子会社及び関連会社株式

総平均法による原価法

B．その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

A．有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	５年～35年
機械、運搬具及び工具器具備品	３年～５年

B．無形固定資産

定額法によっております。なお、社内利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

C．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上方法

A．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

B．賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

C．関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年３月31日) 及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年３月26日) を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。当社の主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は、以下のとおりです。

サービスフィー収入

子会社への管理サポートサービスを提供する義務を負っております。子会社へ役務を一定の期間にわたり提供することにより、履行義務が充足されるため、役務提供に応じて収益を認識しております。

(6) グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年８月12日) に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理を行っております。

2 会計方針の変更

該当事項はありません。

3 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

26,991百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権	72,597百万円
② 短期金銭債務	153,513百万円
③ 長期金銭債権	8,277百万円
④ 長期金銭債務	2,494百万円

(3) 偶発債務

関係会社の支払家賃及び金融機関からの借入金等に対して、次の通り債務保証を行っております。

家賃に対する保証債務	1,554百万円
金融機関からの借入金等に対する保証債務	420百万円
合計	1,975百万円

4 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高（区分表示したものを除く）

営業取引高	
営業収益	467,446百万円
営業費用	9,296百万円
営業取引以外の取引高	
営業外費用	1,462百万円

5 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度末の株式数
普通株式	11,361,403株

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の主な内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1,970百万円
減価償却超過額	2,987百万円
関係会社株式評価損	58,056百万円
貸倒引当金	3,055百万円
繰越欠損金	3,617百万円
ソフトウエア	752百万円
関係会社事業損失引当金	548百万円
資産除去債務	1,419百万円
株式報酬費用	1,250百万円
未払寄附金	380百万円
その他	7,924百万円
繰延税金資産　小計	81,963百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,617百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△70,041百万円
評価性引当額　小計(注)	△73,659百万円
繰延税金資産　合計	8,304百万円

繰延税金負債

関係会社株式みなし譲渡損失	1,949百万円
資産除去債務に対応する費用	564百万円
その他	421百万円
繰延税金負債　合計	2,934百万円
繰延税金資産の純額	5,369百万円

注.評価性引当額の前期末からの主な減少要因は、FAST RETAILING FRANCE S.A.S.社株式評価損の税務上の認容によるものであります。

7 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
		(%)			(百万円)		(百万円)
連結子会社	株式会社ユニクロ	100.0	役務の提供関係等 役員の兼務 不動産賃貸等 資金の寄託	サービスフィー等の受取[注1]	42,596	営業未収入金	21,474
				資金の預託[注2]	44,346	預り金	122,321
				利息の受取[注2]	174	その他流動資産	14
				利息の支払[注2]	1,152	その他流動負債	44
連結子会社	Fast Retailing USA, Inc.	100.0	役務の提供関係等 役員の兼務 資金の寄託	資金の回収[注2]	165	関係会社短期貸付金	26,170
				利息の受取[注2]	1,127	その他流動資産	20
				利息の支払[注2]	77	その他流動負債	58
連結子会社	株式会社ジーユー	100.0	役務の提供関係等 役員の兼務 不動産賃貸等 資金の寄託	資金の預託[注2]	4,981	預り金	20,203
				利息の受取[注2]	20	その他流動資産	0
				利息の支払[注2]	200	その他流動負債	16
連結子会社	FAST RETAILING FRANCE S.A.S.	100.0	役務の提供関係等 役員の兼務 資金の援助 債務保証	資金の貸付[注2]	2,596	関係会社長期貸付金	2,646
				関係会社貸倒引当金繰入額	2,646	貸倒引当金（固定）	2,646
				債務保証[注3]	420	－	－
				関係会社債権放棄損[注4]	3,280	－	－
連結子会社	Link Theory (UK) Ltd.	100.0	役務の提供関係等 役員の兼務 資金の援助	関係会社貸倒引当金繰入額	559	関係会社長期貸付金	5,845
				－	－	貸倒引当金（固定）	5,845
連結子会社	FAST RETAILING EUROPE LTD	100.0	役務の提供関係等 役員の兼務 資金の寄託	増資の引受[注5]	185,520	関係会社短期貸付金	9,622
				資金の貸付[注2]	9,801	その他流動資産	108
				利息の受取[注2]	146	－	－
連結子会社	UNIQLO USA LLC	100.0	役務の提供関係等 役員の兼務 債務保証	債務保証[注3]	1,554	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1．当社はシステムサービス等の対価として、サービスフィー等を受け取っております。サービスフィー等については、売上高の一定割合によっており、その料率はグループ会社との間で同一の合理的な基準より決定しております。

2．資金の寄託（預託及び貸付）による利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また資金の寄託による取引金額については、預託及び貸付のそれぞれについて、預入額と払出額の純額で記載しております。

3．当社は借入金、家賃等について債務保証を行っております。

4．当社は、パリ商業裁判所から法的再生手続開始決定通知を受領したことに伴い、同社に対する債権を放棄したものであります。前事業年度末時点で7,351百万円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において10,632百万円の債権放棄を実施したものであります。

5．増資の引受は、FAST RETAILING EUROPE LTDが行った増資を全額引き受けたものです。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名・社名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
		(%)			(百万円)		(百万円)
役員個人株主	柳井　正	13.77	当社代表取締役会長兼社長	航空機のリース[注1]	124	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社TY	-[注2]	役員の兼任 従業員の出向	人材出向[注3]	89	その他流動資産	4

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1．リース料については、同種の航空機の賃料相場を勘案し第三者取引価額と同額としております。

2．株式会社TYは当社代表取締役会長兼社長柳井正が議決権の100%を保有しています。

3．出向契約に基づく当社従業員の人材提供を行っております。

8 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「1 重要な会計方針(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	5,256円20銭
1株当たり当期純利益	1,124円10銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	1,122円59銭

10 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

株式会社ファーストリテイリング

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　増　田　洋　平

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　肝　付　晃

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファーストリテイリングの2025年9月1日から2026年8月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他

の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の

実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年9月1日から2026年8月31日までの2026年8月期（第65期）事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．　監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月23日

株式会社ファーストリテイリング　監査役会

常勤監査役 田中智大 ㊞
常勤監査役 水澤真澄 ㊞
社外監査役 金子圭子 ㊞
社外監査役 樫谷隆夫 ㊞
社外監査役 森　正勝 ㊞

以上